

平成30年 3 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

### 3 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第 1 号	平成30年度八戸市一般会計予算 .....	別冊
議案第 2 号	平成30年度八戸市自動車運送事業会計予算 .....	別冊
議案第 3 号	平成30年度八戸市立市民病院事業会計予算 .....	別冊
議案第 4 号	平成30年度八戸市国民健康保険特別会計予算 .....	別冊
議案第 5 号	平成30年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算 .....	別冊
議案第 6 号	平成30年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算 .....	別冊
議案第 7 号	平成30年度八戸市学校給食特別会計予算 .....	別冊
議案第 8 号	平成30年度八戸市都市計画下水道事業特別会計予算 .....	別冊
議案第 9 号	平成30年度八戸市公共用地取得事業特別会計予算 .....	別冊
議案第10号	平成30年度八戸市都市計画駐車場特別会計予算 .....	別冊
議案第11号	平成30年度八戸市中央卸売市場特別会計予算 .....	別冊
議案第12号	平成30年度八戸市霊園特別会計予算 .....	別冊
議案第13号	平成30年度八戸市農業集落排水事業特別会計予算 .....	別冊
議案第14号	平成30年度八戸市介護保険特別会計予算 .....	別冊
議案第15号	平成30年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算 .....	別冊
議案第16号	平成30年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算 .....	別冊
議案第17号	平成30年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 .....	別冊
議案第18号	平成29年度八戸市一般会計補正予算 .....	別冊
議案第19号	平成29年度八戸市自動車運送事業会計補正予算 .....	別冊
議案第20号	平成29年度八戸市立市民病院事業会計補正予算 .....	別冊

議案第21号	平成29年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算 .....	別冊
議案第22号	平成29年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算 .....	別冊
議案第23号	平成29年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算 .....	別冊
議案第24号	平成29年度八戸市学校給食特別会計補正予算 .....	別冊
議案第25号	平成29年度八戸市都市計画下水道事業特別会計補正 予算 .....	別冊
議案第26号	平成29年度八戸市都市計画駐車場特別会計補正予算 .....	別冊
議案第27号	平成29年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算 .....	別冊
議案第28号	平成29年度八戸市霊園特別会計補正予算 .....	別冊
議案第29号	平成29年度八戸市農業集落排水事業特別会計補正予 算 .....	別冊
議案第30号	平成29年度八戸市介護保険特別会計補正予算 .....	別冊
議案第31号	平成29年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算 .....	別冊
議案第32号	平成29年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算 .....	別冊
議案第33号	平成29年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特 別会計補正予算 .....	別冊
議案第34号	八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者 につき同意を求めることについて .....	9
議案第35号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて .....	11
議案第36号	八戸市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の 制定について .....	17
議案第37号	承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八 戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例の制定について .....	19

議案第38号	八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について .....	23
議案第39号	八戸市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について .....	25
議案第40号	八戸市都市公園及び公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	27
議案第41号	八戸駅西地区駅前広場整備工事（その3）請負の一部変更契約の締結について .....	29
議案第42号	市道路線の廃止及び認定について .....	31
議案第43号	八戸市多賀多目的運動場条例の一部を改正する条例の制定について .....	39
議案第44号	八戸まちなか広場条例の制定について .....	41
議案第45号	八戸市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について .....	47
議案第46号	八戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について .....	49
議案第47号	八戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について .....	51
議案第48号	八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	53
議案第49号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について .....	55
議案第50号	八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について .....	59
議案第51号	八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について .....	61
議案第52号	八戸市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例の制定について .....	63

議案第53号	八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	65
議案第54号	八戸市保育士修学資金貸与条例の制定について .....	69
議案第55号	八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	75
議案第56号	八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	77
議案第57号	八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	81
議案第58号	八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	83
議案第59号	八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	107
議案第60号	八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	109
議案第61号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について .....	111
議案第62号	八戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	115
議案第63号	八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について .....	117
議案第64号	八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	121
議案第65号	八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	131

議案第66号	八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	135
議案第67号	八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	141
議案第68号	八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	145
議案第69号	八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	149
議案第70号	八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について .....	151
議案第71号	八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	179
議案第72号	八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	189
議案第73号	八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について .....	191
議案第74号	八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	193
議案第75号	八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について .....	195
議案第76号	八戸市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	197
議案第77号	包括外部監査契約の締結について .....	205

議案第78号	青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について .....	207
議案第79号	八戸市過疎地域自立促進計画を変更することについて .....	209





議案第34号

八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて  
八戸市固定資産評価審査委員会の委員に別紙の者を選任することについて同意を求める。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため同意を求めるものである。

氏 名 谷 地 良 子

議案第35号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

平成30年 2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

3人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏 名 板 橋 玲 子  
中 村 光 雄  
川 畑 豊 勝











議案第36号

八戸市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について  
八戸市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

携帯電話等エリア整備事業の受益者から分担金を徴収することについて必要な事項を定めるためのものである。

## 八戸市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が実施する携帯電話等エリア整備事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 市長は、事業の実施により特に利益を受ける電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（以下「受益者」という。）から分担金を徴収する。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、事業に要する費用の額の9分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業について受益者が2以上あるときの分担金の額は、それぞれの利益を受ける程度に応じて前項の分担金の額を配分した額とする。

(分担金の徴収方法)

第4条 分担金は、事業が完了する年度内において市長が納期を定め、一括して徴収するものとする。

(徴収の猶予及び減免)

第5条 市長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴い、承認地域経済牽引事業のための施設を設置した者について、当該施設の用に供する家屋等に対する固定資産税の課税免除をするためのものである。

承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の  
一部を改正する条例

承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例（平成  
20年八戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条  
例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」  
を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第15条  
第2項」を「第24条」に、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業」に、「に従っ  
て」を「のために」に改める。

第2条第1項中「第5条第5項」を「第4条第6項」に、「産業集積の形成又は産業集積の  
活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」  
に、「承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する特定事業」を「承認地域経済牽引  
事業」に、「同項」を「同条第2項第1号」に、「同意集積区域」を「促進区域」に、「事業  
者（法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、製造業、情報通信業、情報通信  
技術利用業、運輸業、卸売業又は自然科学研究所に属する事業を行う者に限る。）」を「法第  
14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者」に、「企業立地の促進等による地域におけ  
る産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域  
経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等  
を定める省令」に、「第5条第2号」を「第3条第2号」に改め、同項第1号中「2億円」を  
「1億円」に、「第1条第6号」を「第2条第1号」に、「農林漁業関連業種」を「農林漁業  
及びその関連業種」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関  
する条例の規定は、平成29年12月22日以後に改正後の同条例第2条に規定する適用対象施  
設を設置した同条に規定する承認地域経済牽引事業者に対する固定資産税について適用する。

3 改正前の承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例第2条に規定する適用対象施設を設置した同条に規定する事業者に対する固定資産税については、なお従前の例による。

(八戸市中小企業振興条例の一部改正)

4 八戸市中小企業振興条例(昭和53年八戸市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例」を「承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例」に改める。

(八戸市企業立地促進条例の一部改正)

5 八戸市企業立地促進条例(昭和59年八戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例」を「承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例」に改める。

(八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例の一部改正)

6 八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例(平成17年八戸市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例」を「承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例」に改める。



議案第38号

八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

担当世帯数の多い民生委員の負担を軽減するため、民生委員の定数を増やすものである。

## 八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例

八戸市民生委員定数条例（平成28年八戸市条例第55号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「509人」を「523人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第39号

八戸市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

油久保団地市営住宅及び根城団地市営住宅を用途廃止するためのものである。

## 八戸市営住宅条例の一部を改正する条例

八戸市営住宅条例（平成9年八戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1油久保の項を削り、同表新井田道の項中

「

〃 大字湊町字新井田道

を

」

「

八戸市大字湊町字新井田道

に改め、同表根城の項を削る。

」

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

八戸市都市公園及び公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

八戸市都市公園及び公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の  
割合を定めるためのものである。

## 八戸市都市公園及び公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市都市公園及び公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年八戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第1項」の次に「並びに都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第8条第1項」を加える。

第2条中「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

本則に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第7条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

八戸駅西地区駅前広場整備工事（その3）請負の一部変更契約の締結について

八戸駅西地区駅前広場整備工事（その3）の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した八戸駅西地区駅前広場整備工事（その3）について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「290,062,080円」を「315,781,200円」に変更する。

議案第42号

市道路線の廃止及び認定について  
別紙のとおり市道路線の廃止及び認定をする。

平成30年 2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、尻内地区及び是川地区における道路の移管、美保野地区における道路整備並びに市川地区における津波避難路整備に伴う市道路線の廃止及び認定をするためのものである。

路線の廃止

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
河原木豊崎線	八戸市大字河原木字高森 9 番 1 地先 国道45号分岐	
	八戸市大字豊崎町字長窪 3 番地先	
正法寺豊崎線	八戸市大字尻内町字正法寺11番 4 地先 市道正法寺線分岐	
	八戸市大字尻内町字館14番地先 市道洞上市川線	
洞上市川線	八戸市大字尻内町字追分 1 番 1 地先 市道正法寺豊崎線分岐	
	八戸市大字尻内町字下平添63番15地先 主要地方道八戸三沢線	
八幡坂線	八戸市大字是川字三十刈頭 3 番12地先 国道340号分岐	
	八戸市大字是川字長田沢 3 番 1 地先 県道島守八戸線	

路線の認定

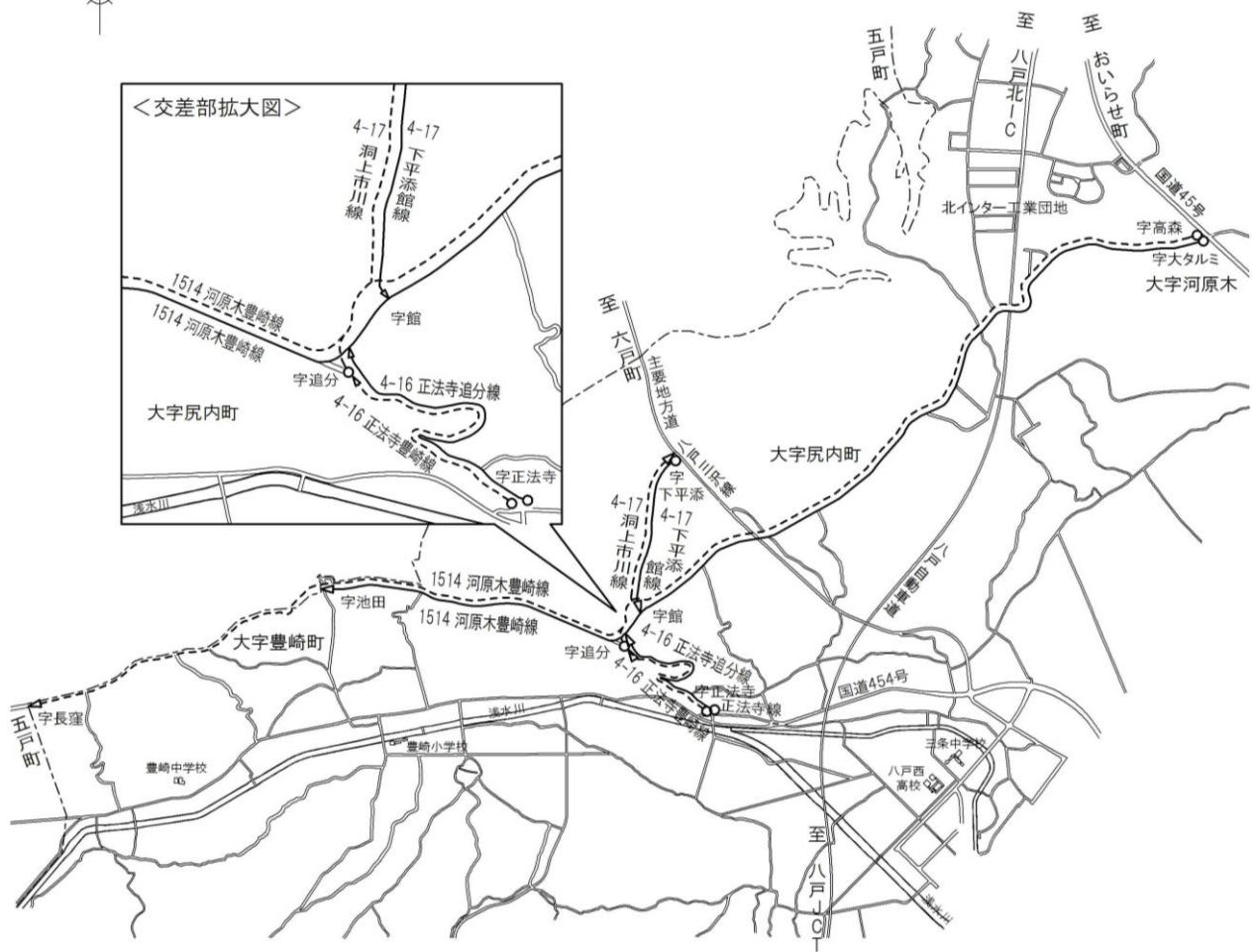
路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
河原木豊崎線	八戸市大字河原木字大タルミ 1 番 3 地先 国道45号分岐	
	八戸市大字豊崎町字池田 7 番 9 地先	
正法寺追分線	八戸市大字尻内町字正法寺11番 4 地先 市道正法寺線分岐	
	八戸市大字尻内町字追分 1 番 8 地先 市道河原木豊崎線	
下平添館線	八戸市大字尻内町字下平添130番 1 地先 主要地方道八戸三沢線分岐	
	八戸市大字尻内町字館 4 番 3 地先 市道河原木豊崎線	



八幡坂線	八戸市大字是川字三十刈頭 3 番12地先 国道340号分岐	
	八戸市大字是川字長田沢 3 番 1 地先 県道島守八戸線	
美保野 1 号線	八戸市大字大久保字大塚17番906地先 市道西ノ平大塚線分岐	
	八戸市大字美保野13番652地先 市道美保野金吹沢 2 号線	
美保野 2 号線	八戸市大字美保野13番336地先 市道美保野線分岐	
	八戸市大字美保野13番249地先 市道美保野金吹沢 2 号線	
美保野 3 号線	八戸市大字美保野13番1910地先 市道美保野金吹沢 1 号線分岐	
	八戸市大字美保野13番204地先 市道美保野金吹沢 2 号線	
美保野 4 号線	八戸市大字美保野13番2162地先 市道美保野線分岐	
	八戸市大字美保野13番2592地先 市道美保野 3 号線	
美保野 5 号線	八戸市大字美保野13番344地先 市道美保野線分岐	
	八戸市大字美保野13番2428地先 市道美保野側道 2 号線	
美保野 6 号線	八戸市大字美保野13番862地先 市道美保野金吹沢 1 号線分岐	
	八戸市大字美保野13番590地先 市道美保野金吹沢 1 号線	
美保野 7 号線	八戸市大字美保野13番2380地先 市道美保野金吹沢 1 号線分岐	
	八戸市大字美保野13番225地先 市道美保野小学校通線	
美保野 8 号線	八戸市大字美保野13番417地先 市道美保野線分岐	
	八戸市大字美保野13番91地先 市道美保野 7 号線	

美保野 9 号線	八戸市大字美保野13番212地先 市道美保野線分岐	
	八戸市大字美保野13番147地先 市道美保野12号線	
美保野10号線	八戸市大字美保野13番134地先 市道美保野線分岐	
	八戸市大字美保野13番151地先 市道美保野12号線	
美保野11号線	八戸市大字美保野13番2341地先 市道階上道線分岐	
	八戸市大字美保野13番149地先 市道美保野10号線	
美保野12号線	八戸市大字美保野13番62地先 市道階上道線分岐	
	八戸市大字美保野13番2505地先 市道美保野側道 5 号線	
菖蒲谷地南雷平線	八戸市大字市川町字菖蒲谷地123番 3 地先 市道中谷地轟木線分岐	
	八戸市大字市川町字南雷平72番 2 地先	

議案第42号付図



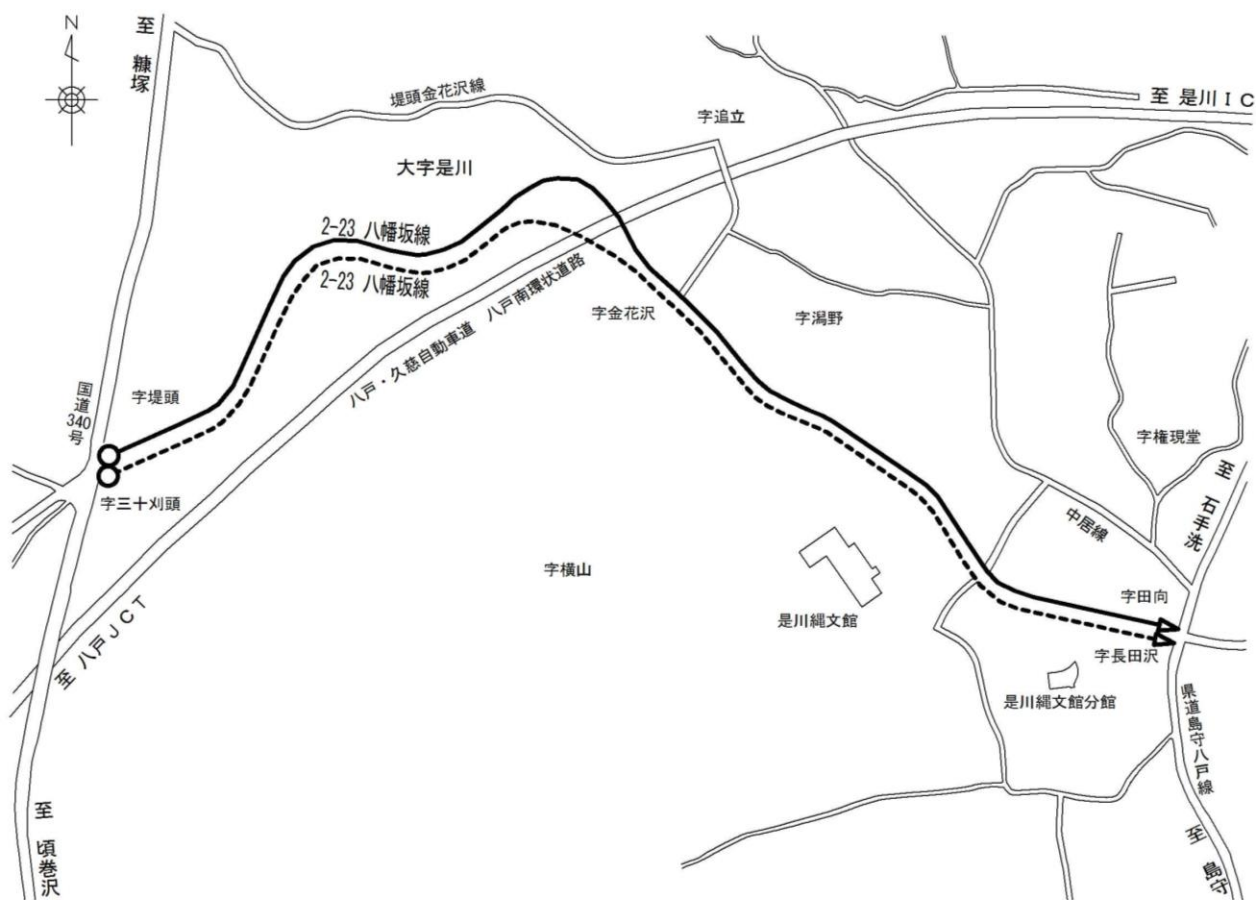
廃止路線 (尻内地区)

整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
1514	河原木豊崎線	2.0~20.7	9,311.7
4-16	正法寺豊崎線	3.5~6.5	1,152.5
4-17	洞上市川線	4.8~6.5	1,355.3

認定路線 (尻内地区)

整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
1514	河原木豊崎線	6.0~12.7	6,975.4
4-16	正法寺追分線	3.5~6.5	1,257.7
4-17	下平添館線	4.8~6.5	1,084.2

凡 例	
廃止路線	○---▶
認定路線	○—▶
道路	====



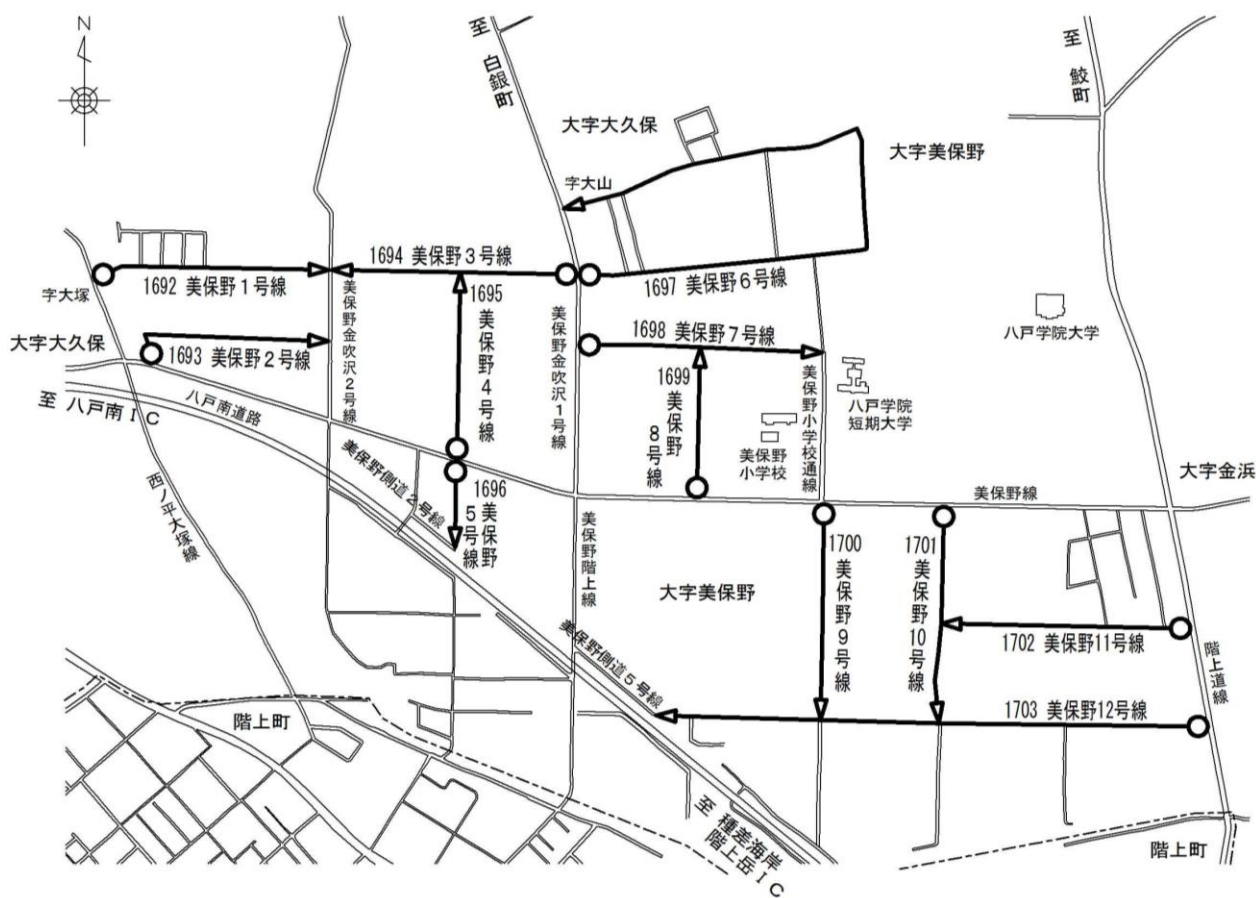
廃止路線(是川地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2-23	八幡坂線	7.5~11.6	1,357.0

認定路線(是川地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2-23	八幡坂線	7.5~14.2	1,408.1

凡 例	
廃止路線	○---▶
認定路線	○——▶
道路	====



認定路線(美保野地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1692	美保野1号線	3.7~5.8	440.0
1693	美保野2号線	2.3~3.9	396.0
1694	美保野3号線	4.8~6.2	454.0
1695	美保野4号線	4.0~4.7	341.0
1696	美保野5号線	4.5	160.0
1697	美保野6号線	3.0~5.1	1,341.0
1698	美保野7号線	3.6~5.4	440.0
1699	美保野8号線	4.2~5.7	278.0
1700	美保野9号線	4.2~5.5	397.0
1701	美保野10号線	3.6~5.1	402.0
1702	美保野11号線	3.7~4.4	460.0
1703	美保野12号線	3.1~5.1	1,028.0

凡 例	
認定路線	○→
道路	====



認定路線(市川地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
5-205	菖蒲谷地南雷平線	3.7~4.6	326.5

凡 例	
認定路線	
道路	

議案第43号

八戸市多賀多目的運動場条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市多賀多目的運動場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

多賀多目的運動場に利用料金の制度を導入するためのものである。

## 八戸市多賀多目的運動場条例の一部を改正する条例

八戸市多賀多目的運動場条例（平成27年八戸市条例第48号）の一部を次のように改正する。  
第9条を次のように改める。

（利用料金）

第9条 運動場の使用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表のとおりとする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第10条の見出しを「（利用料金の還付）」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「ただし」の次に「、指定管理者は」を加える。

第11条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改め、「その他」の次に「市長が」を加え、「その申請により使用料」を「利用料金」に改める。

別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

### 附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。



議案第44号

八戸まちなか広場条例の制定について  
八戸まちなか広場条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

まちなか広場を設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

## 八戸まちなか広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民に憩いと交流の場を提供することにより、賑わいの創出及び回遊性の向上を図り、もって中心市街地の活性化を推進するため、まちなか広場を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(まちなか広場の名称及び位置)

第2条 まちなか広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸まちなか広場
- (2) 位置 八戸市大字三日町21番地1

(行為の制限)

第3条 まちなか広場（以下「広場」という。）で次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 興行その他これに類するものを行うこと。
  - (2) 募金その他これに類する行為をすること。
  - (3) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- 2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。
- 3 市長は、広場の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。
- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
  - (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
  - (3) 広場の管理に支障があると認めるとき。
  - (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
  - (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用の許可)

第4条 広場の施設のうち有料で使用させるものを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項又は前条第1項の使用許可を取り消し、若しくはその使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は使用条件を変更した場合において、当該取消し、停止又は変更により、第3条第1項又は前条第1項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

（使用料）

第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第8条 市長は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（目的外使用等の禁止）

第9条 使用者は、広場の施設又は附属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（特別設備の設置等の許可）

第10条 使用者が広場の使用に当たって、特別の設備を設置し、又は特殊物品の搬入をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用者の原状回復義務）

第11条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第5条第1項の規定により使用許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、同項第4号の場合において、市長がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(秩序保持)

第12条 使用者及び広場の入場者は、広場の秩序保持及び施設的良好な保全に努めなければならない。

2 使用者及び広場の入場者は、常に係員の指示に従わなければならない。

(入場の拒否等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 広場の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上入場を不相当と認める者

(損害賠償)

第14条 広場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成30年7月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第6条関係)

1 第3条第1項各号に掲げる行為のため広場を使用する場合の使用料

行為の種類	単位	金額
興行その他これに類する行為	1㎡ 1時間につき	10,000円以内で市長が定める額
募金その他これに類する行為	1件 1日につき	
物品の販売その他これに類する行為	1㎡ 1時間につき	

備考 興行その他これに類する行為又は物品の販売その他これに類する行為のため広場を使用する場合、使用できる時間は午前6時から午後11時までの範囲内とし、1時間単位の使用とする。

2 第4条第1項の規定により広場を使用する場合の使用料

区分	基本区分			複合区分		
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 夜間
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
	円	円	円	円	円	円
全面	10,930	14,580	10,930	22,970	22,970	29,160
光の広場	6,840	9,120	6,840	14,370	14,370	18,240
緑の広場	1,760	2,350	1,760	3,700	3,700	4,700
風の広場	2,330	3,110	2,330	4,890	4,890	6,220
ステージ	850	1,140	850	1,790	1,790	2,280
設備、器具等	市長が定める額					

備考

- 1 「全面」とは、光の広場、緑の広場及び風の広場をいう。
- 2 風の広場又はステージは、全面又は光の広場を使用する場合に限り、使用することができる。
- 3 入場料等（入場料、会費、入場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物 1 回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。以下この項において同じ。）を徴収して施設を使用する場合（次項に規定する場合を除く。）の使用料の額は、次の各号に掲げる入場料等の徴収額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 1,000円以下 規定使用料（この表に定める使用料をいう。以下同じ。）の額の100分の110に相当する額
  - (2) 1,001円以上3,000円以下 規定使用料の額の100分の120に相当する額
  - (3) 3,001円以上5,000円以下 規定使用料の額の100分の150に相当する額
  - (4) 5,001円以上 規定使用料の額の100分の200に相当する額
- 4 営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額の100分の300に相当する額とする。
- 5 広場で開催する予定の催物の準備、撤収等のみを行うために使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額（前 2 項の規定に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の100分の50に相当する額とする。
- 6 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料の額は、当該超過又は

繰上時間 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につき、それぞれの規定使用料（前 3 項の規定に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の 1 時間当たりの額の 100 分の 120 に相当する額とする。

7 この表に基づいて算出した額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

議案第45号

八戸市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

観光施策及び産業振興策の連携強化を図るため、まちづくり文化スポーツ観光部所管の観光に関する事務を商工労働部に移管するとともに、まちづくり文化スポーツ観光部の名称をまちづくり文化スポーツ部に、商工労働部の名称を商工労働観光部に変更するものである。

## 八戸市事務分掌条例の一部を改正する条例

八戸市事務分掌条例（昭和29年八戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「まちづくり文化スポーツ観光部」を「まちづくり文化スポーツ部」に改め、同条第5号中「商工労働部」を「商工労働観光部」に改める。

第2条第2号中「まちづくり文化スポーツ観光部」を「まちづくり文化スポーツ部」に改め、同号オを削り、同条第5号中「商工労働部」を「商工労働観光部」に改め、同号に次のように加える。

エ 観光に関すること。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



議案第46号

八戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

中核市移譲事務、福祉業務及び新規事業等に係る実施体制の充実を図るため、市長事務局の定数を増やすものである。

## 八戸市職員定数条例の一部を改正する条例

八戸市職員定数条例（昭和24年八戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,001」を「1,021」に、「150」を「165」に、「1,151」を「1,186」に、「2,612」を「2,647」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第47号

八戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について  
八戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

国家公務員退職手当法等の一部改正に準じ、退職手当の額の引下げをするためのものである。

## 八戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(八戸市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 八戸市職員退職手当支給条例(昭和29年八戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年八戸市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年八戸市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第48号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年 2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

こども未来基金を設置するとともに、教育振興基金の設置の目的を変更するためのものである。

## 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「内地留学資金」を「教員国内・海外研修資金」に改め、同条に次の1号を加える。

(30) こども未来基金 子育て環境整備資金

第3条中「次条の規定により支給し残金を生じた額並びに」を削る。

第4条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第49号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年 2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

介護医療院開設許可申請手数料等の額を定めるとともに、汚染土壌処理業許可申請手数料等の額を改定するためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「平成9年法律第123号」の次に「。以下この表において「法」という。」を加え、同表の2の項中「介護保険法」を「法」に改め、同表に次のように加える。

3	法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	1件につき63,000円
4	法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	1件につき33,000円

別表第3の20の表1の項中「20万円」を「24万円」に改め、同表の20の表2の項及び3の項中「18万円」を「22万円」に改め、同表の20の表に次のように加える。

4	法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受承認申請手数料	1件につき12万円
5	法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業に係る法人合併又は分割承認申請手数料	1件につき12万円
6	法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業に係る相続承認申請手数料	1件につき12万円
7	汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第17条第2項の規定に基づく汚染土壌処理業許可証の書換え交付	汚染土壌処理業許可証書換え交付手数料	1件につき1,400円
8	汚染土壌処理業に	汚染土壌処理業	1件につき1,400円



関する省令第17条第 2項の規定に基づく 汚染土壌処理業許可 証の再交付	許可証再交付手 数料	
---	---------------	--

別表第3の21の表9の項中「75,000円」を「67,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



議案第50号

八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市博物館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

史跡根城跡整備活用検討委員会を設置するためのものである。

## 八戸市博物館条例の一部を改正する条例

八戸市博物館条例（昭和58年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（史跡根城跡整備活用検討委員会）

第12条 史跡根城跡の適切な保存及び活用の推進を図るため、八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、史跡根城跡の整備に関する計画の策定及び事業の推進に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「博物館協議会の委員」を

「博物館協議会の委員  
史跡根城跡整備活用検討委員会の委員」に改める。

議案第51号

八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

奨励金の交付要件の基準となる従業員を八戸圏域の住民に拡大するとともに、雇用奨励金に加算する転居費用の要件を八戸圏域内への転居に拡大するためのものである。

## 八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例

八戸市企業立地促進条例（昭和59年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「市外から市内」を「八戸圏域外から八戸圏域内」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 八戸圏域 当市及び当市と地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する連携協約を締結している町村の区域をいう。

第4条第2項第2号及び第7条の表中「当市」を「八戸圏域」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に立地し、操業した企業（同日前に立地に係る工事が完了した工場等において同日以後に操業を開始した企業を含む。）に係る立地奨励金、操業奨励金、雇用奨励金及び設備投資奨励金について適用し、同日前に立地し、操業した企業（同日前に立地に係る工事が完了した工場等において同日以後に操業を開始した企業を除く。）に係る立地奨励金、操業奨励金、雇用奨励金及び設備投資奨励金については、なお従前の例による。

議案第52号

八戸市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例の制定について  
八戸市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画の期間満了に伴い、工場立地法に基づく準則に代えて適用すべき準則を廃止するためのものである。

八戸市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例

八戸市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成21年八戸市条例第9号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 八戸市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年八戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）、」を「）及び」に改め、「及び八戸市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成21年八戸市条例第9号）」を削る。



議案第53号

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

農地利用の最適化を推進するため、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について活動の実績に応じ額を加算するものである。

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (4) 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち加算額の支給方法等については、規則で定める。

別表第1中

農業委員会の委員	会長	月額	85,800円
	会長の職務代理者	同	55,700円
	委員	同	45,100円
農地利用最適化推進委員		同	45,100円

を

農業委員会の委員	会長	基本額	月額	85,800円
		加算額	農地等の利用の最適化の推進（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。以下同じ。）のための活動の実績に応じ、年額270,600円以内で市長が定める額	
	会長の職務代理者	基本額	月額	55,700円
		加算額	農地等の利用の最適化の推進のための活動の実績に応じ、年	

		額270,600円以内で 市長が定める額
	委員	基本額 月額 45,100円 加算額 農地等の利用の最適化の推進のための活動の実績に応じ、年額270,600円以内で市長が定める額
農地利用最適化推進委員		基本額 月額 45,100円 加算額 農地等の利用の最適化の推進のための活動の実績に応じ、年額270,600円以内で市長が定める額

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



議案第54号

八戸市保育士修学資金貸与条例の制定について  
八戸市保育士修学資金貸与条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

保育士の確保及び保育の質の向上に資するため、市内の保育士養成施設に在学し、将来市内の保育所等において従事しようとする者に対し、修学資金を貸与するためのものである。

## 八戸市保育士修学資金貸与条例

### (目的)

第1条 この条例は、将来市内の保育所等において保育士としてその業務に従事しようとする者で市内の養成施設に在学するものに対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、その修学を支援し、もって市内の保育所等における保育士の確保及び保育の質の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げるものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。イにおいて「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 保育士 法第18条の4に規定する保育士をいう。

(3) 養成施設 法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。

### (修学資金の貸与)

第3条 市長は、市内の養成施設に在学している者の申請により、その者に無利息で修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

### (貸与の額等)

第4条 修学資金の貸与の額は、月額4万円とする。

2 修学資金の貸与の期間は、貸与の契約に定められた月から当該契約の締結時に在学している養成施設（以下「修学先養成施設」という。）を卒業する日の属する月までの間（貸与を受けた月数を通算して24月以内の期間に限る。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条の規定による契約の相手方が休学又は出席停止の処分を受けたときは、これらの処分を受けた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）分から復学した日又は出席停止の処分を解かれた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

### (連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、当該貸与に関する債務につき、2人以上の連

帯保証人をたてなければならない。

(契約の解除)

第6条 市長は、第3条の規定による契約の相手方が修学先養成施設に在学中次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第7条 修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が修学先養成施設を卒業後1年以内（病気その他のやむを得ない理由がある場合は、1年に当該理由の継続する期間を加えた期間以内。以下同じ。）に、市内の保育所等において、保育士としてその業務に就き、及び引き続き保育士としてその業務に従事した場合において、その引き続き従事した期間（以下「従事期間」という。）が1年以上であるとき（従事期間が5年未満である場合にあっては、従事期間が修学資金の貸与を受けた期間（第4条第3項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除く。以下「貸与期間」という。）以上であるときに限る。）は、次の表の左欄に掲げる従事期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の修学資金の返還を免除する。

従事期間	免除額
1年以上2年未満	貸与した額の5分の1に相当する額
2年以上3年未満	貸与した額の5分の2に相当する額
3年以上4年未満	貸与した額の5分の3に相当する額
4年以上5年未満	貸与した額の5分の4に相当する額
5年以上	貸与した額の全額

- 2 被貸与者のうち、修学先養成施設を卒業後1年以内に、市内の保育所等において、保育士としてその業務に就き、及び引き続き保育士としてその業務に従事した者が、病気その他のやむを得ない理由のため保育士としての業務に従事せず、かつ、当該理由の継続する期間経過後、引き続いて再び市内の保育所等において、保育士としてその業務に就き、及び引き続き保育士としてその業務に従事した場合においては、その者を先の保育士としてその業務に従事した期間と後の保育士としてその業務に従事した期間とを通じ、引き続き保育士としてその業務に従事した者とみなして前項の規定を適用する。

(返還)

第8条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条の規定により契約を解除されたとき 貸与を受けた額の全額
- (2) 修学先養成施設を卒業後1年以内に、市内の保育所等において保育士としてその業務に就かなかったとき 貸与を受けた額の全額
- (3) 従事期間が前条第1項の規定により貸与を受けた修学資金の返還について全部の免除を受けられる期間に満たないとき 貸与を受けた額から同項の規定により免除を受けた額を控除した額

2 前項の規定による修学資金の返還は、当該返還理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与期間の2倍に相当する期間内において月賦又は半年賦の均等払により行わなければならない。

(特別事情による免除等)

第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当し、やむを得ない事情があると認めるときは、返還方法を変更し、又は貸与を受けた修学資金の全部若しくは一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身障害者と認められるに至ったとき。
- (3) 災害、病気その他の理由により特に返還が困難となったとき。

(特別事情による返還の猶予)

第10条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第6条第4号又は第5号に該当したことにより同条の規定により契約を解除された後において引き続き修学先養成施設に在学しているとき。
- (2) 修学資金を返還しなければならない場合において、病気その他のやむを得ない理由があるとき。

(修学資金の繰上げ返還)

第11条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還すべき修学資金の返還期限を繰り上げて返還させるものとする。

- (1) 繰上げ返還を申し出たとき。
- (2) 正当な理由がなくて返還期限までに返還しなかったとき。

(延滞利息)



第12条 被貸与者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を納付しなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



議案第55号

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、サテライト型養護老人ホームの本体施設の条件に介護医療院を加えるとともに、入所者に対する身体的拘束等の適正化を図るためのものである。

## 八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第12条第6項中「以下同じ。）」の次に「、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加え、同条第12項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第16条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第56号

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、サテライト型居住施設の本体施設の条件に介護医療院を加え、入所者に対する身体的拘束等の適正化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第40条第2項（第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。））、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第11条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第11条第7項中「介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」の次に「若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第12条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第22条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第34条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第36条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第6項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。





議案第57号

八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

平成30年 2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、サテライト型軽費老人ホ  
ームの本体施設の条件に介護医療院を加えるとともに、入所者に対する身体的拘束等の適正  
化を図るためのものである。

## 八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第11条第12項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第17条に次の1項を加える。

- 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第58号

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅介護等に係る共生型障害福祉サービスに関する基準並びに指定就労定着支援及び指定自立生活援助の事業に関する基準について規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
の一部を改正する条例

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条―第49条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2―第44条の4）」

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条―第49条）」

に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条―第98条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2―第95条の5）」

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条―第98条）」

に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2―第110条の4）」

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」

に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第132条―第134条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第131条の2―第131条の4）」

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第132条―第134条）」

に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第144条―第146条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第143条の2―第143条の4）」

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第144条―第146条）」

に、

「第153条」を「第152条の2」に、「第13章 共同生活援助」を

「第13章 就労定着支援

第1節 基本方針（第179条の2）

第2節 人員に関する基準（第179条の3・第179条の4）

第3節 設備に関する基準（第179条の5）

第4節 運営に関する基準（第179条の6―第179条の12）

第14章 自立生活援助

に、

第1節 基本方針（第179条の13）

第2節 人員に関する基準（第179条の14・第179条の15）

第3節 設備に関する基準（第179条の16）

第4節 運営に関する基準（第179条の17―第179条の20）

第15章 共同生活援助

「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

「第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第196条の2・第196条の3）

第2款 人員に関する基準（第196条の4・第196条の5）

第3款 設備に関する基準（第196条の6）

第4款 運営に関する基準（第196条の7―第196条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

「第14章」を「第16章」に改める。

第1条中「第36条第3項第1号」の次に「、第41条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条第3号中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改め、同条第16号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第3条第1項中「第13章」を「第15章」に改める。

第49条中「前節」を「第4節」に改める。

第3章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）

の事業を行う指定訪問介護事業者（八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同

じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条の4 第5条(第3項及び第4項を除く。)、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節(第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第86条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第86条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第96条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第97条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第111条、第133条及び第145条において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第111条、第133条及び第145条において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス等基準条例第245条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第133条及び第145条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第133条及び第145条において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第97条第1号中「第84条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「第245条第1項に規定する登録者を除く。第133条及び第145条において」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第133条及び第145条において）」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「第88条第2項第1号又は第196条第2項第1号」を「第249条第2項第1号」に、「いう。以下」を「除く。第133条及び第145条において」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第208条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第208条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス等基準条例第61条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス等基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の



合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス等基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス等基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス等基準条例第245条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第245条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス等基準条例第84条第1項、第192条第1項又は第245条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第131条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第143条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第131条の3及び第143条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス

等基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス等基準条例第245条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス等基準条例第83条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス等基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス等基準条例第244条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス等基準条例第84条第1項、第192条第1項又は第245条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第131条の3及び第143条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス等基準条例第88条第2項第1号、第196条第2項第1号又は第249条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第84条、第192条又は第245条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所

その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第100条第1項第2号中「規定する指定共同生活援助事業者」の次に「、第196条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」を加え、同号ア中「第180条に規定する指定共同生活援助」の次に「、第196条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を、「規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第196条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第2項第2号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の次に「（第196条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号ア中「指定自立訓練（生活訓練）等」の次に「（第196条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を加え、「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「第181条第1項に規定する」を削り、「第199条第1項に規定する」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号ア中「規定する指定共同生活援助」の次に「、第196条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を加える。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第6章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）

の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第131条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第73号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第95条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第131条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第95条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第130条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第94条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス等基準条例第88条第2項第2号ウ、第196条第2項第2号ウ又は第249条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス等基準条例第84条第5項、第192条第6項又は第245条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第114条第4項中「専任かつ」を削る。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出しを「（重度障害者等包括支援計画の作成）」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第124条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第131条中「第88条」を「第86条の2」に改める。

第133条各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第131条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第131条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第84条、第192条又は第245条に規定する基準を満たして

いること。

- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第131条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第86条の2から第94条まで、第124条及び前節（第131条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第135条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第143条中「第88条」を「第86条の2」に改める。

第145条各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第143条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第143条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第84条、第192条又は第245条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第143条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第86条の2から第94条まで、第129条、第130条、第135条及び前節(第143条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第10章第4節中第153条の前に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第152条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。



第157条中「第86条」の次に「、第87条、第88条」を加え、「この条」を「この項」に改める。

第208条第1項中「（指定通所支援基準第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援基準第66条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第14章を第16章とする。

第197条中「前節」を「第4節」に改める。

第13章第5節第4款の款名を次のように改める。

#### 第4款 運営に関する基準

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

##### 第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第196条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第196条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### 第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第196条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活

援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じそれぞれ次に定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第196条の5 第182条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（設備）

第196条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は、20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
  - (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
  - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

#### 第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第196条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第196条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなけれ

ばならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第196条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第196条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第196条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第141条、第184条から第188条まで及び第191条から第195条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第196条の11において準用する第191

条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第196条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第196条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第196条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第196条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第196条の11において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第141条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第181条第1項第2号ア中「この号」を「この章」に改める。

第189条第3項中「対して、」の次に「当該」を、「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

## 第13章 就労定着支援

### 第1節 基本方針

第179条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第179条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）の区分に応じて、当該各号に定める員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第179条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第179条の5 指定就労定着支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第179条の6 サービス管理責任者は、第179条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第179条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第179条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第179条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第179条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及

びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (8) その他運営に関する重要事項
- (記録の整備)

第179条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
  - (2) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画
  - (3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第179条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第179条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第179条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第179条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

## 第14章 自立生活援助

### 第1節 基本方針

第179条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、



福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第179条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じそれぞれ次に定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第179条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

(準用)

第179条の16 第179条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

## 第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第179条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第179条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第179条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス等を提供する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第179条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第179条の6、第179条の10及び第179条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第179条の20において準用する第179条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第179条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第5項の前の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加える。

附則第5項及び附則第6項中「第189条第3項」の次に「及び第196条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第7項中「まで」の次に「及び第196条の4第1項第2号イからエまで」を加える。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第59号

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等の従業者の員数及び設備に関する特例を廃止するためのものである。

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条に規定する指定を受けている指定障害者支援施設等については、この条例による改正後の八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

議案第60号

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、自立訓練の事業に係る利用制限の撤廃をし、生活介護事業者等による職場への定着のための支援及び就労移行支援事業者による通勤のための訓練の実施に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「規定する児童発達支援をいう。以下同じ」を「規定する児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ」を「放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう）に、「同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ」を「同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第61号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年 2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

国民健康保険法の一部改正による国民健康保険の都道府県単位化に伴い、市が徴収する国民健康保険税を、新たに国民健康保険の財政運営主体となる青森県に国民健康保険事業費納付金として納付するためのものである。

## 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、青森県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（青森県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（青森県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。



- 2 改正後の八戸市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第62号

八戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年 2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて市に住所を有するとみなされている国民健康保険被保険者について、後期高齢者医療に加入した場合に特例を引き継ぎ、市が保険料を徴収すべき被保険者として追加するためのものである。

## 八戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

八戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年八戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第63号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

第1号被保険者に係る区分の追加及び保険料率の改定をするとともに、保険料の減免に係る申請期限の延長及び介護保険法の一部改正に伴う罰則に係る規定の整備をするためのものである。

## 八戸市介護保険条例の一部を改正する条例

八戸市介護保険条例（平成12年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「35,400円」を「37,800円」に改め、同項第2号中「49,560円」を「52,920円」に改め、同項第3号中「53,100円」を「54,810円」に改め、同項第4号中「63,720円」を「66,150円」に改め、同項第5号中「70,800円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「84,960円」を「90,720円」に改め、同項第7号中「92,040円」を「98,280円」に改め、同項第8号中「106,200円」を「113,400円」に改め、同項第9号中「120,360円」を「128,520円」に改め、同項第10号を次のように改める。

(10) 次のいずれかに該当する者 151,200円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この項において同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下この項において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第2条第1項に次の3号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 158,760円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 166,320円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 173,880円

第2条第3項中「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「290万円」を「300万円」に改め、同条第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「31,860円」を「34,020円」に改める。

第6条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第10条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。





議案第64号

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、共生型居宅サービスに関する基準について規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条―第47条）」を  
「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3）」に、  
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条―第47条）」  
「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第115条―第118条）」を  
「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第114条の2・第114条の3）」に、  
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第115条―第118条）」  
「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第165条―第171条）」を  
「第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第164条の2・第164条の3）」に改める。  
第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第165条―第171条）」

第1条中「第70条第2項第1号」の次に「、第72条の2第1項各号」を加える。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第11条中「居宅介護支援事業者」の次に「（法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第15条第1項中「する者」の次に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第29条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第36条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第148条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法

第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この節において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成28年八戸市条例第65号。以下この条、第114条の2及び第164条の2において「指定障害福祉サービス基準条例」という。))第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条及び第164条の2において「障害者総合支援法」という。))第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第5条、第6条(第1項を除く。)及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第59条中「及び第32条」を「、第32条から第36条まで及び第37条」に改める。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に、「第4節」を「前節」に改める。

第65条第5項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第32条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第81条第1項中「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の職種及びその員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第81条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第82条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設」に改め、「同じ。）」の次に「又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第90条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第91条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第92条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第114条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第118条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第7章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型通所介護の基準）

第114条の2 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この節において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第125条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第136条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第125条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第136条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第124条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第135条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必

要とされる数以上であること。

- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第114条の3 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第114条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第113条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第121条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第125条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第131条第4項中「介護老人保健施設、」の次に「介護医療院又は」を加え、「又は介護予防特定施設入居者生活介護」を「若しくは介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「もの（以下）」の次に「この節及び次節において」を加える。

第136条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第148条第2項中「（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第151条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第171条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に、「第20条」を「第20条第1項」に改め、「静養室等」との次に「、第150条第2項第3号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあ

るのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と」を加える。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

#### 第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第164条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この節において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第164条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第130条及び第132条並びに第9章第4節（第151条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第147条に規定する運営規程をいう。第135条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共

生型短期入所生活介護従業者」と、第135条第1項中「第147条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第138条第3項、第139条第1項及び第146条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第150条第2項第3号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第173条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第174条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年八戸市条例第 号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第190条第1項第5号及び第198条第3号において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第175条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第185条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第190条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第198条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第201条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。



第208条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第219条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第220条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第230条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第237条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第238条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第245条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加え、「第20条」を「第20条第1項」に、「第108条第2項」を「第108条第2項ただし書」に改める。

第247条中「から第37条まで」を「、第36条、第37条」に、「第20条」を「第20条第1項」に、「第108条第2項」を「第108条第2項ただし書」に改める。

第258条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を、「利用者」との次に「、第33条第1項中「訪問看護師等」とあるのは「従業者」とを加え、「第108条第2項」を「第108条第2項ただし書」に、「第236条」を「第236条第2項」に、「第239条」を「第239条第4号」に、「第240条」を「第240条第1項」に改める。

附則第10項中「各号の」を削り、同項第1号中「以下」を「老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。附則第17項において同じ。）（以下この号において」に改め、附則に次の5項を加える。

17 第201条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第19項において同じ。）を行って

指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

18 第222条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

19 第203条及び第224条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

#### 附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第237条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に法第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、同条から旧条例第92条まで及び旧条例第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

議案第65号

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護  
支援の具体的取扱方針に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのも  
のである。

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等」に改め、同条第4項中「介護保険施設等」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等」に改める。

第4条第1項中「（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）」を削る。

第5条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第15条第9号ただし書中「ただし、」の次に「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能<sup>くう</sup>その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

第15条第14号中「前号」を「第13号」に改め、同条第18号の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の規定により厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を保険者市町村に届け出なければならない。

第15条第19号中「場合には、」の次に「当該」を加え、「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成33年3月31日までの間は、この条例による改正後の八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を新条例第5条第1項に規定する管理者とすることができる。



議案第66号

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、共生型介護予防サービスに関する基準について規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第73号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第133条—第139条）」を

「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第132条の2・第132条の3）  
第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第133条—第139条）」に改める。

第1条中「第115条の2第2項第1号」の次に「、第115条の2の2第1項各号」を加える。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第60条第1項中「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の職種及びその員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第60条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第61条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設」に改め、「同じ。）」の次に「又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第68条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第69条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第70条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。



第72条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第76条第3項を削る。

第79条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第95条第4項中「介護老人保健施設、」の次に「介護医療院又は」を加え、「又は介護予防特定施設入居者生活介護」を「若しくは介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「もの（以下）」の次に「この節及び次節において」を加える。

第7章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

#### 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第132条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この節において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第65号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第132条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条から第36条まで、第84条、第86条、第94条、第96条並びに第7章第4節(第110条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条中「第26条」とあるのは「第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第99条第1項及び第103条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第109条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第23条」とあるのは「第23条」と、同項第5号中「次条において準用する第33条第2項」とあるのは「第33条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第35条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

第141条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第142条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年八戸市条例第 号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第159条第1項第5号及び第163条第3号において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

第143条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第147条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第159条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第163条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第171条第8項中「看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第178条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第192条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第217条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第218条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る指定介護予防支援等基準条例第4条に規定する担当職員」を加える。

附則に次の3項を加える。

17 第171条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第19項において同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を

行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

18 第194条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

19 第173条及び第196条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

## 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第217条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する
- 2 この条例の施行の際現に法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第68条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、同条から旧条例第70条まで及び旧条例第76条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

議案第67号

八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、入所者に対  
する身体的拘束等の適正化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例

八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及び」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に改め、「平成24年八戸市条例第31号。」の次に「以下この項及び」を加え、「）を併設する場合の」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に、「第52条第2項」を「指定地域密着型サービス等基準条例第188条第2項」に改める。

第8条中「介護老人保健施設」の次に「（法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）」を加える。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第24条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 緊急時等における対応方法

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第51条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第6項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、「（法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第7項及び第8項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。





議案第68号

八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、入所者に対する身体的拘束等の適正化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の次に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条第6項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院（法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第3条第7項及び第4条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第44条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第6項から第10項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



議案第69号

八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、入院患者  
に対する身体的拘束等の適正化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項ただし書中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第9項から第12項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第70号

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるためのものである。

# 八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条）

第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条―第42条）

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第43条・第44条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第45条）

第3節 運営に関する基準（第46条―第54条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第44条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ



ろによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分を用いる。
- (2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものを用いる。
- (3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものを用いる。

## 第2章 人員に関する基準

第4条 介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の職種及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（以下この項において「I型入所者」という。）の数を150で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者（以下この項において「II型入所者」という。）の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (2) 看護師又は准看護師（第12条第5項及び第52条第2項において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
- (5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数
- (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法を用いる。

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院を用いる。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処

遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

6 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項及び第5条第2項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上

(3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数

### 第3章 施設及び設備に関する基準

#### (施設)

第5条 介護医療院は、法第111条第1項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室

(9) 洗濯室又は洗濯場

(10) 汚物処理室

2 前項第1号から第6号までに掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(2) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。

(3) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴にするのに適したものとする。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとする。

(6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとする。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備)

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この条並びに第45条第4項及び第5項において同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この条並びに第45条第4項及び第5項において同じ。）とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第45条第4項において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第32条の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連

携体制を整備すること。

- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
  - (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
  - (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
  - (5) 階段には、手すりを設けること。
  - (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
    - ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。
    - イ 手すりを設けること。
    - ウ 常夜灯を設けること。
  - (7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
  - (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円

滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

#### 第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護医療院は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の

管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

- 2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第28条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第13条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第46条第1項において同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。次項、次条並びに第46条第1項及び第2項において同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介

介護医療院サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項並びに第46条第1項及び第2項において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入所者から受けることができる。
  - (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 省令の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。
- 5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げ



る費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条にお

いて「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第9項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - (1) 定期的に入所者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

(5) 特殊な療法、新しい療法等については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるもののほか行ってはならない。

(6) 省令の規定により厚生労働大臣が別に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況

に関する情報の提供を行わなければならない。

- 4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 介護医療院は、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第22条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好<sup>し</sup>を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言そ

の他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する保険者市町村への通知)

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

- (2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所の際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
- (5) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通

報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同令第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

(1) 省令第5条第2項第2号ロ及び第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務

(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないもの

を除く。)

(協力病院等)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定による市及び保険者市町村（以下この項及び次項において「市等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市等の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市等が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。



- 4 介護医療院は、市等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市等に報告しなければならない。
- 5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下この項及び次項において「国保連合会」という。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国保連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 介護医療院は、国保連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国保連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、保険者市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しな

なければならない。

(記録の整備)

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条の規定による保険者市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第43条 第2条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第45条第2項第1号及び第49条第4項において同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければ

ならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、保険者市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第2節 施設及び設備に関する基準

第45条 ユニット型介護医療院は、法第111条第1項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

- 2 前項第1号及び第2号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット

### ア 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

### イ 洗面設備

(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

### ウ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

- 3 前項第2号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めると

ころによる。

- (1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
  - ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
  - イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
    - (7) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
    - (イ) 第54条において準用する第32条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
    - (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (5) 階段には、手すりを設けること。
- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
  - ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じな

いと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上として差し支えない。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

### 第3節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第46条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入居者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医

療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) )

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 省令の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を

予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第49条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) その他施設の運営に関する重要事項



(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は

当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。

議案第71号

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、入所者等に対する身体的拘束等の適正化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5款 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第5款 共生型地域密着型サービスに関する基準（第61条の20の2・第61条の20の3）」に

第6款 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

改める。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第8条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として指定地域密着型サービス基準省令の規定により厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「の各号」及び「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第8条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改め、「同条第4項に規定する基準を満たしている」の次に「ものとみなされている」を加える。

第34条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第41条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第49条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として指定地域密着型サービス基準省令の規定により厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第61条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第61条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条の25中「9人」を「18人」に改める。

第61条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第61条の38中「第36条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第61条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第2編第3章第2節の2中第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

#### 第5款 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第61条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この款において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第65号。以下この条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第125条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第136条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第125条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第136条第1項に規定する指定自

立訓練（生活訓練）事業所をいう。））、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第124条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第135条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第55条、第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項及び前款（第61条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程（第36条において「運営規程」という。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第4号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第5号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものと

する。

第63条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第67条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第84条第7項」の次に「、第192条第8項」を加える。

第84条第1項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「及び第8節」を削る。

第85条第3項、第86条、第104条第3項、第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第131条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「次条」を「以下この款」に改め、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次

に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第152条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「」及び「」を「」に改め、「平成28年八戸市条例第74号」の次に「。以下この項において「指定介護老人福祉施設基準条例」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第154条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第158条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等に



おける対応方法を定めておかなければならない。

第169条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第183条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第187条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第192条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第84条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第245条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。）」を「及び第245条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第84条第7項に規定する」を、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第192条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の指定地域密着型サービス基準省令の規定により厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第200条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第192条第8項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上とする。

第193条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の

管理者をもって充てることができる。

第194条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第195条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）」を加え、同条第2項第1号の表以外の部分中「あっては、」を「あっては」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）」を加える。

第196条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第200条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第203条中「の活動状況」との次に「、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第192条第13項」と」を加える。

第210条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第245条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第246条第3項、第247条、第260条第3項、第272条第2項及び第273条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第278条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第283条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附則第11項から第13項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、附則に次の2項を加える。

22 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

23 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第72号

八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援の具体的取扱方針に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年八戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介することができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第32条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔<sup>くわう</sup>機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第33条第1号中「口腔<sup>くわう</sup>」を「口腔」に改める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第73号

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額の扶養加算額の改定をし、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和31年八戸市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由が生じた八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき理由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。



議案第74号

八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年 2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

2以上の事業者による産業廃棄物処理特例の認定申請手数料及び変更認定申請手数料の額を定めるためのものである。

## 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2中30の項を32の項とし、13の項から29の項までを2項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上事業者産業廃棄物処理特例認定申請手数料	1件につき147,000円
14 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上事業者産業廃棄物処理特例変更認定申請手数料	1件につき134,000円

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第75号

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

田向中央公園ほか6公園を設置し、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市都市公園条例の一部を改正する条例

八戸市都市公園条例（昭和40年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4に次のように加える。

田向中央公園	〃 田向四丁目4番
桔梗野工業団地公園	〃 桔梗野工業団地二丁目地内

別表第1の5に次のように加える。

間ノ田公園	〃 田向二丁目8番1
田向公園	〃 田向二丁目17番1
毘沙門公園	〃 田向三丁目1番3
土岡河原公園	〃 田向五丁目18番1
冷水公園	〃 田向五丁目27番1

別表第3の1備考第4号中「並びに長根公園運動場及び多目的広場」を削り、同表の1備考第9号中「及び長根公園多目的広場」を削る。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第76号

八戸市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

八戸市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸駅西地区計画区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めるとと  
もに、建築基準法の改正に伴う規定の整理その他所要の改正をするためのものである。

八戸市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

八戸市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年八戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「地区計画等」を「地区計画」に改める。

第2条中「別表第1に掲げる地区計画等の区域」を「地区計画において地区整備計画が定められた別表第1に掲げる区域（以下「地区整備計画区域」という。）」に改める。

第3条中「地区計画等の区域（当該区域）」を「地区整備計画区域（当該地区整備計画区域）」に改め、「又は再開発地区整備計画」を削り、「当該区域を」を「当該地区整備計画区域を」に改める。

第4条第1項及び第5条中「地区計画等の区域」を「地区整備計画区域」に改める。

第5条の2第1項中「地区計画等の区域」を「地区整備計画区域」に改め、同条第2項ただし書中「沼館第二地区計画区域」を「八戸駅西地区整備計画区域若しくは沼館第二地区整備計画区域」に改める。

第6条の見出し中「地区計画等の区域」を「地区整備計画区域」に改め、同条第1項中「地区計画等の区域」を「地区整備計画区域」に、「当該区域」を「当該地区整備計画区域」に改め、同条第2項中「地区計画等の区域」を「地区整備計画区域」に、「属する区域」を「属する地区整備計画区域」に改め、同条第3項中「地区計画等の区域」を「地区整備計画区域」に、「当該区域」を「当該地区整備計画区域」に改め、同条第4項中「地区計画等の区域」を「地区整備計画区域」に、「区域の建築物」を「地区整備計画区域の建築物」に改める。

第7条第1項第1号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第6条関係）

名 称	区 域
沼館地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定により告示された沼館地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
八戸ハイテクパーク地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸ハイテクパーク地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
八戸新都市地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸新都市地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域

卸センター地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された卸センター地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
田向地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された田向地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
八戸駅西地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸駅西地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
下田屋前上沢巻目線沿線地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された下田屋前上沢巻目線沿線地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
沼館第二地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された沼館第二地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2中「地区計画等の区域」を「地区整備計画区域」に改め、同表(1)の部を削り、同表(2)の部中「沼館地区再開発等促進区」を「沼館地区整備計画区域」に、「別表第2(ぬ)項」を「別表第2(る)項」に改め、同部を同表(1)の部とし、同部の次に次のように加える。

(2)	八戸ハイテクパーク地区整備計画区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>2 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>3 物品販売業を営む店舗又は飲食店</li> <li>4 図書館、博物館その他これらに類するもの</li> <li>5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</li> <li>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>7 ホテル又は旅館</li> <li>8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>10 学校</li> <li>11 病院</li> <li>12 騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそ</li> </ol>	<p>建築物の外壁の面から敷地境界線までの距離が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める距離以上であること。</p> <p>ア 建築物の敷地面積が9,000平方メートル以上の場合 5メートル（道路（法第42条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）（幅員が12メートル未満のもの及び自転車専用道路等（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路等をいう。以下同じ。）を除く。）に面する側にあつては、10メートル）</p> <p>イ 建築物の敷地面積が9,000平方メートル未満の場合 2メートル（道路（幅員が12メートル未満のもの及び自転車専用道路等を除く。）に面する側にあ</p>
-----	-------------------	--	---

		れのある事業を営む工場		っては、4メートル)
--	--	-------------	--	------------

別表第2(3)の部中「八戸新都市地区計画区域」を「八戸新都市地区整備計画区域」に改め、「昭和23年法律第122号」の次に「。以下「風営法」という。」を加え、同表(4)の部中「卸センター地区計画区域」を「卸センター地区整備計画区域」に改め、同表(5)の部中「田向地区計画区域」を「田向地区整備計画区域」に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を「風営法」に改め、同表(6)の部を次のように改める。

(6)	八戸駅西地区整備計画区域	駅西センター地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>2 自動車教習所</li> <li>3 倉庫業を営む倉庫</li> <li>4 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</li> <li>5 法別表第2(と)項第2号及び第3号、(ぬ)項第3号並びに(る)項第1号に掲げる建築物</li> <li>6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</li> <li>7 都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線、3・4・27号松森高田線又は3・4・28号上谷地内田線に接する敷地内の建築物で当該道路に面する部分を風営法第2条第1項、第6項又は第9項に規定する営業の用に供するもの</li> <li>8 都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線に接する敷地内の建築物で1階部分のうち当該道路に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は建築物に附属しない自動車車庫の用に供するもの</li> </ol>	165平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線以外の道路の境界線までの距離が、1メートル以上であること。	24メートル
		沿道地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の敷地が都市計</li> </ol>	165平方メ	建築物の外壁又はこれに	1 建築物の



	<p>画道路 3・4・27号松森高田線又は 3・4・28号上谷地内田線に 4メートル以上接する場合</p> <p>ア マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>イ 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの</p> <p>ウ 風営法第 2 条第 1 項、第 6 項又は第 9 項に規定する営業の用に供するもの</p> <p>2 1 に規定する場合以外の場合</p> <p>ア 1 のアからウまでに規定する建築物</p> <p>イ 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの</p> <p>ウ ホテル又は旅館</p> <p>エ 法別表第 2 (に) 項第 3 号に掲げる建築物</p> <p>オ 建築物に附属する自動車車庫で 3 階以上の部分にあるもの又は床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの</p> <p>カ 危険物の貯蔵又は処理に供するもので 3 階以上の部分にあるもの又は床面積の合計が 1,500 平方メートルを超えるもの</p>	メートル	代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、1メートル以上であること。	<p>高さは、18メートル</p> <p>2 建築物の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線までの水平距離に 10メートルを加えたもの</p>
うるおい誘導地区	1 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面	165平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、1メートル	1 建築物の高さは、18メートル

		積の合計が500平方メートルを超えるもの 2 ホテル又は旅館 3 法別表第2(に)項第3号に掲げる建築物 4 建築物に附属する自動車車庫で3階以上の部分にあるもの又は床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの 5 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもので3階以上の部分にあるもの又は床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	ル以上であること。	2 建築物の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線までの水平距離に10メートルを加えたもの
--	--	---	-----------	---

別表第2(7)の部中「沼館第二地区計画区域」を「沼館第二地区整備計画区域」に、「別表第2(り)項」を「別表第2(ぬ)項」に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を「風営法」に、「風俗営業」を「営業」に改め、同部を同表(8)の部とし、同表(6)の部の次に次のように加える。

(7)	下田屋前 上沢巻目 線沿線地 区整備計 画区域	建築物に附属しない自動車 車庫	165平方メ ートル	建築物の外壁又はこれに 代わる柱の面から敷地境界 線までの距離が、1メート ル以上であること。	1 建築物の 高さは、15 メートル 2 建築物の 各部分の高 さは、当該 部分から隣 地境界線ま での真北方 向の水平距 離に1.25を 乗じて得た ものに5メ ートルを加 えたもの
-----	-------------------------------------	--------------------	---------------	--	--

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6の7の表中「八戸市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」を「八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に改め、同表の7の表名称の欄中「地区計画等」を「地区計画」に改める。



議案第77号

包括外部監査契約の締結について  
包括外部監査契約を別紙のとおり締結する。

平成30年 2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成30年4月1日
- 3 契約額 12,999,600円を上限とする額
- 4 契約者
  - (1) 住所 東京都世田谷区喜多見九丁目24番49-111号
  - (2) 氏名 加藤 聡
  - (3) 資格 公認会計士

議案第78号

青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画を別紙のとおり変更することについて、青森県及び関係市町と協議する。

平成30年2月27日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

青森県新産業都市建設事業団の平成30年度における一般管理費の設置団体の負担額を定めるため、事業計画の一部変更について協議するものである。

昭和39年3月19日提出議案第59号をもって議決を経た「事業計画」の一部を次のとおり変更する。

第一の4の(55)の次に次のように加える。

(56)平成30年度において負担する額

青森県	3,288,000円
八戸市	1,891,000円
十和田市	375,000円
三沢市	227,000円
六戸町	108,000円
東北町	173,000円
おいらせ町	177,000円
五戸町	160,000円
南部町	177,000円
計	6,576,000円



議案第79号

八戸市過疎地域自立促進計画を変更することについて  
八戸市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更する。

平成30年 2月27日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、八戸市過疎地域自立促進計画を変更するためのものである。

平成28年2月23日提出議案第39号をもって議決を経た「八戸市過疎地域自立促進計画」の一部を次のとおり変更する。

第5の2の(1)に次のように加える。

また、老朽化の進む老人福祉センター及びデイサービスセンターについては、施設の改修・設備の更新など必要な事業を実施し、適切な維持管理に努めます。

第5の3の表を次のように改める。

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	老人福祉センター南郷及び南郷デイサービスセンター設備更新事業	八戸市	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	放課後児童健全育成事業	八戸市	